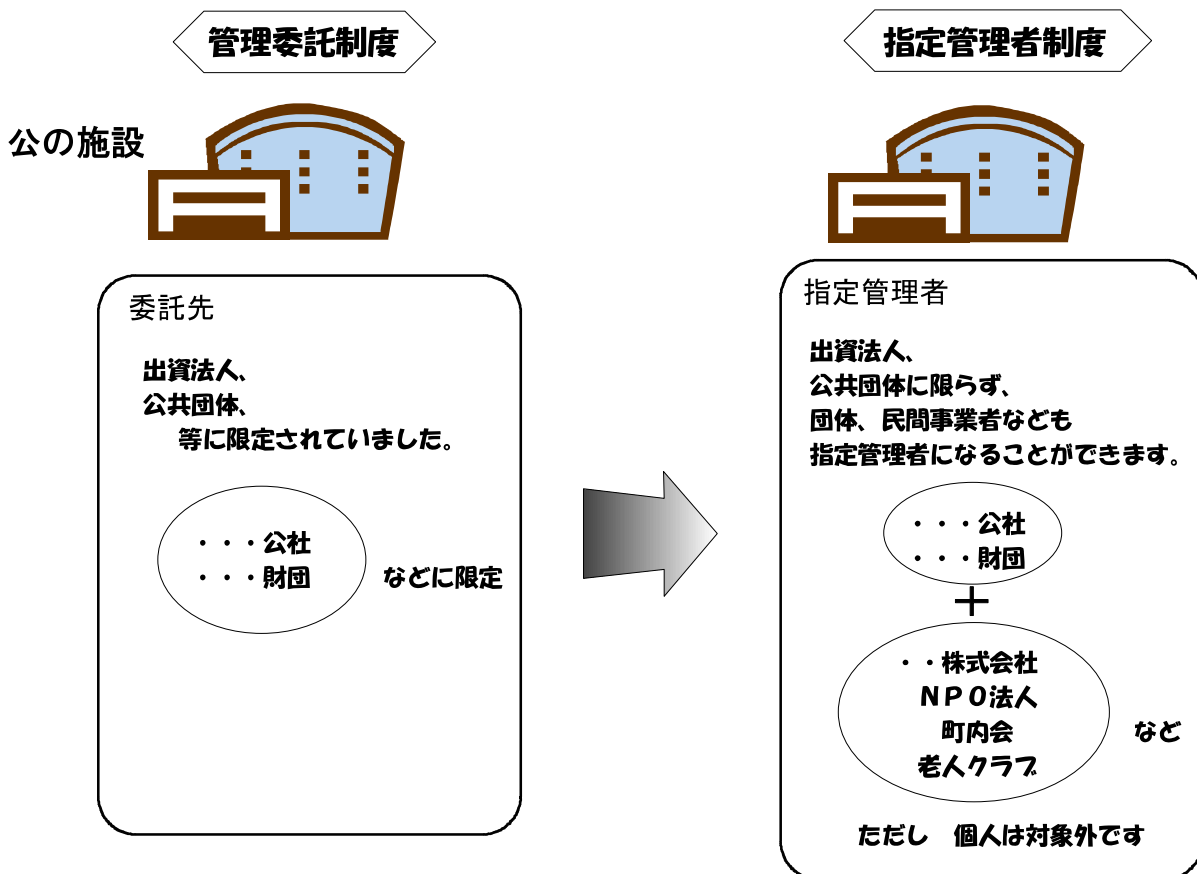


公の施設の指定管理者制度が始まりました

指定管理者制度とは

この制度は、体育館や公園、市民会館など市民の方々に利用していただくための施設（「公の施設」といいます。）を、民間企業やNPOなどの法人や団体に管理運営していただく制度です。

民間事業者やNPO法人、市の外郭団体などを対象に幅広く公募を行い、費用、企画などの提案内容を審査し、もっともふさわしい施設の管理者を指定します。こうして施設管理を任された団体を「指定管理者」といいます。



公の施設とは

公の施設とは、

- ◎ 地方公共団体（市役所）が、設置する施設で、
- ◎ 市民の福祉の向上のために、
- ◎ 市民が利用するための施設

です。

鳥取市には、公の施設が 814施設 あります。(平成18年2月現在)

指定管理者制度を導入するとどうなる？

導入の効果は？

- ◎ 民間経営の発想やノウハウの取り入れ
- ◎ 公募により団体を募集することで
優れた運営方針の団体
少ない管理経費の団体 } を選定

**利用者サービスの向上
経費の節減**

例えば、管理経費が節減され、その結果、利用料金が値下げできる
利用時間が延長される などの効果が期待できます。

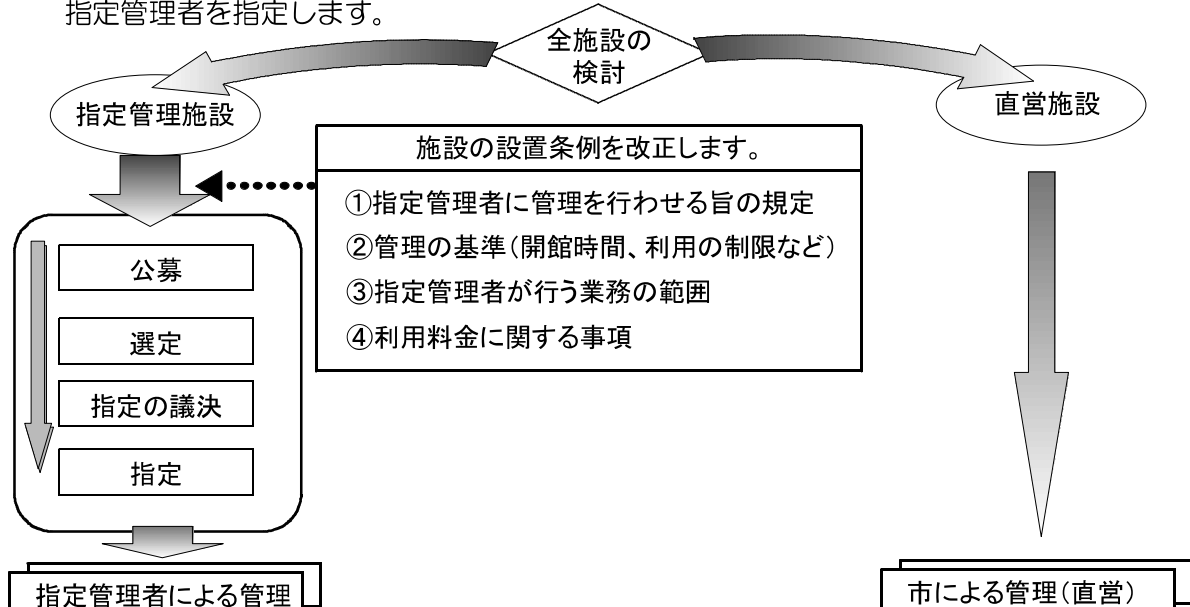
今までのサービスはどうなる？

- ◎ 施設管理の基準は、条例で定められますので、今までのサービスが低下することはありません。
- ◎ 指定管理者が適正な管理を行わないときは、市が改善指導を行い、場合によっては指定を取り消します。

鳥取市の取り組み

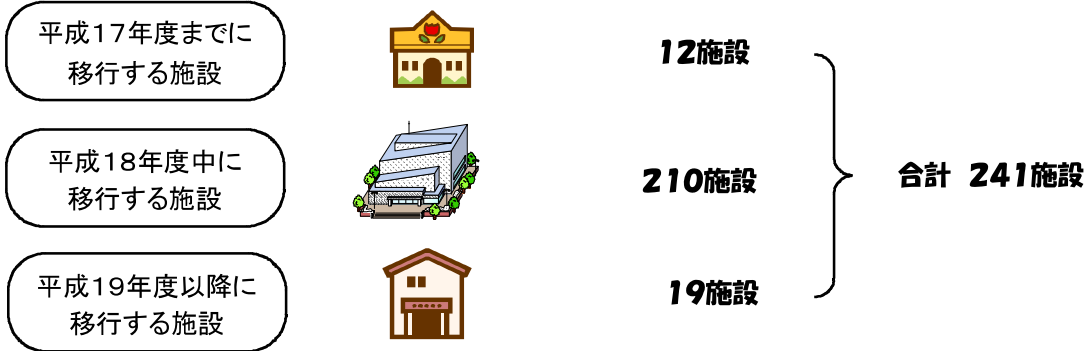
全ての公の施設について、市が直接管理する（直営）か指定管理者制度を導入するかの検討を行います。

指定管理者制度を導入する施設については、指定管理者の公募、選定、議会の議決を経て、指定管理者を指定します。



指定管理者制度に移行する施設

鳥取市の公の施設のうち、指定管理者制度に移行する施設は、次のとおりです。

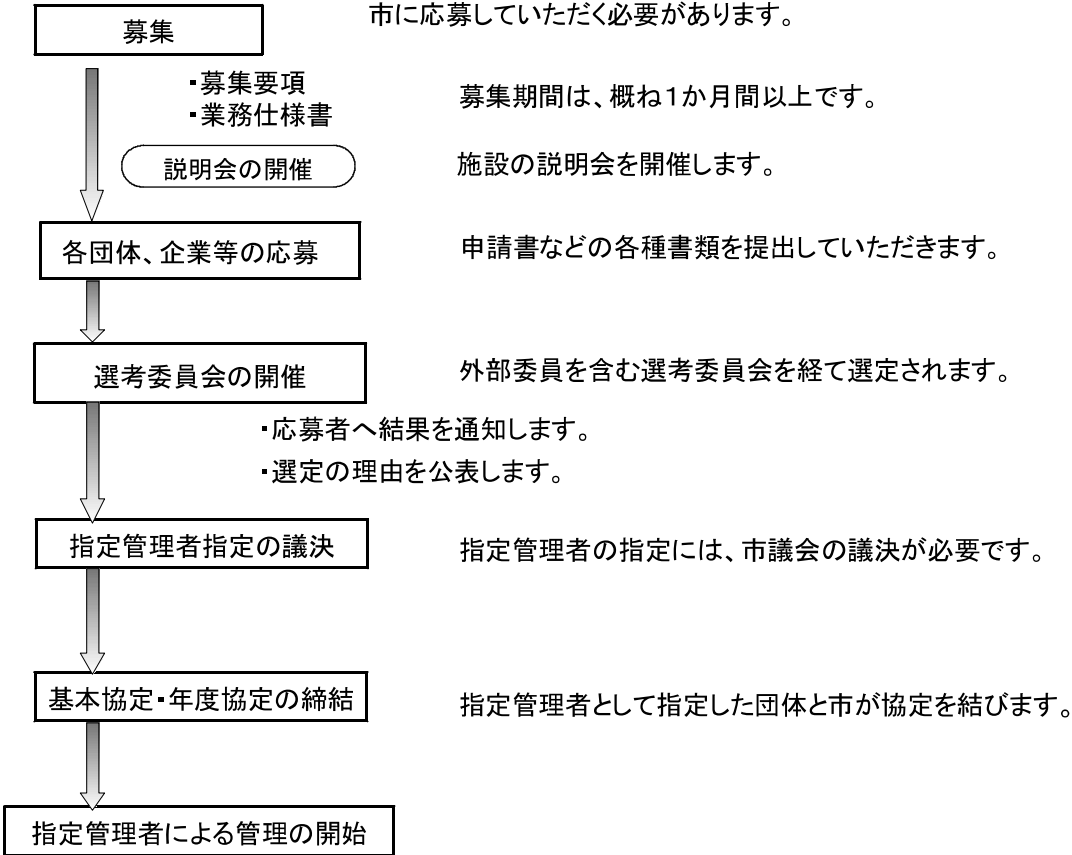


各施設の詳細については、鳥取市のホームページをご覧ください。

鳥取市ホームページ <http://www.city.tottori.lg.jp/>

指定管理者の公募

指定管理者となることを希望される団体等は、定められた募集期間中に、市に応募していただく必要があります。



応募の資格

応募される団体には、次の資格が必要です。

- ◎ 法人その他の団体又は複数の団体で構成されたグループであること。
(法人格の有無は問いませんが、個人で応募することはできません。)
- ◎ 施設を管理運営する能力があること。
- ◎ 次にいずれかにあてはまる場合は、応募できません。
 - ・法律行為を行うことができない、
 - ・破産者で復権していない、
 - ・鳥取市税を滞納している、
 - ・市議会議員、市長などの特別職、市の職員などが会長、理事長、社長などの役員を務めている、などの団体等

このほかにも、応募資格があります。
詳しくは、鳥取市ホームページに掲載しています「鳥取市公の施設に係る指定管理者の指定等に関する事務取扱要綱」をご覧ください。

公募以外の指定管理者

指定管理者の導入に際し、公募になじまない施設は、公募によらないで指定管理者を選定する場合があります。

指名により選定できる施設

- ◎ 地域の自治会などにより利用される施設で、地域住民の団体などが指定管理者となることを希望する施設
 - ◎ 専門的な事業を行っており、事業に係るノウハウや人材のネットワークが、相当蓄積されている施設
 - ◎ 福祉施設などで職員の交代が不適當な施設
 - ◎ 高度な個人情報の保護が必要な施設
 - ◎ 周辺地域の人材を活用している施設
 - ◎ P F I 事業者が指定管理者となることを希望する施設
 - ◎ 市民との協働により管理運営が行われている施設
- など

お問い合わせ先 : 〒680-8571 鳥取市尚徳町116
鳥取市 総務部 行財政改革課
Tel 0857-20-3164 Fax 0857-20-3040
E-mail gyouzaisei@city.tottori.lg.jp
鳥取市ホームページ <http://www.city.tottori.lg.jp/>